

小学・中学・高校生の皆さんへ

まちのお店などで、「かさ」が借りられます

商工会青年部・女性部では、子育て支援事業の一環として、登下校中の雨などによるかさの貸し出しを行っております。

困ったときは、マップのお店や会社でかさが借りられますので、ぜひご利用ください。また、使い終わった後は、借りた場所に返却くださいますようお願いいたします。



登下校中に急に雨がふってきたら？
マップにのってるお店や会社でかさをかりられるよ。
つかいおわたたら、必ずかりたところにかえそう。

子育て支援事業
かさのレンタル

かさがおいてあります。

※ かりたかさはつかいおわたたら
かりたところに必ずかえしてください。

上士幌町商工会 青年部・女性部

ポイント!
かさがおいてあるところには
ポスターがはってあるよ!



かさがおいてある
お店や会社

※お問い合わせは、商工会 (☎2-2339) まで

福祉灯油等支給事業

在宅で生活する低所得の世帯に対し、冬期間における採暖用灯油等購入費の一部を助成し、冬の生活を支援します。

かみしほろバルーンスタンプ協同組合発行の商品券で 1 世帯10,000円分を助成

申請方法

- ◆受付期間 平成30年11月1日(木)～平成31年1月31日(木)
【土日祝日、年末年始(12/31～1/5)を除く】
- ◆時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◆場所 保健福祉課福祉担当窓口【役場1階3番窓口】

▶11月1日☎受付開始!

支給対象者

1. 平成30年10月1日現在、住民基本台帳登録がある方
2. 平成30年度市町村民税が非課税の世帯(世帯全員が非課税であること)
3. 申請日現在で次の世帯であること
 - (1)高齢者世帯……平成30年度内に満65歳以上の方を含む世帯
※世帯内のすべての65歳以上の方が【対象外】に該当する場合は対象となりません。
 - (2)障がい者世帯……次に該当する重度の障がい者を含む世帯
※世帯内すべての重度の障がい者の方が【対象外】に該当する場合は対象となりません。
 - A 身体障害者手帳の交付を受けているもののうち、障害等級1級または2級の方
 - B 療育手帳の交付を受けているもののうち、障がいの程度が総合判定Aの方
 - C 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害等級が1級の方
 - (3)ひとり親世帯……児童扶養手当全部停止以外の世帯およびこれに準ずる世帯
 - (4)生活保護世帯……生活保護法による保護受給世帯
※世帯内のすべての方が、【対象外】に該当する場合は対象となりません。

◆対象外:申請日現在で、次の世帯の方は対象外となります。
①社会福祉施設等に入所している方 ②冬期間町外に滞在している方
③長期入院している方……④課税の方と同居し、生計が同じの方がいる世帯……

▶世帯分離をしている場合でも、生計が同じ場合は「同一世帯」とみなします

申請に必要なもの

対象となる可能性のある世帯主の方宛てにご案内をお送りします。

- ◆印鑑(朱肉で押印するもの)
- ◆窓口にくる方の公的身分証明書……申請者の本人確認をします。
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、など)

※申請書は、申請窓口にて助成対象となるかの確認後にお渡する場合があります。

※平成30年度分の非課税証明書(該当者のみ)

……住民票所在地が平成30年1月1日時点で別の市町村にあった場合に必要となります。

<代理による申請・受給>

- ①平成30年10月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯員
- ②法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人)
- ③親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町長が特に認める方

▶虚偽の申請により助成を受けた場合は、変換の対象となります。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

就学支援制度「入学準備金(新入学用品費)」の申請を受け付けます

就学援助のうち、「新入学用品費」については、これまで、小学1年生及び中学1年生に対する支給項目として、入学後に支給していました。

今年度より、就学援助を受ける世帯の負担軽減のため、入学前の年度に支給することになりました。

入学前の支給を希望される場合は、入学前年度である平成30年度(2018年度)に申請が必要です。



◆就学援助を受けることができる方

上士幌町にお住まいの小中学校に通学されているお子さまの保護者で、次の項目に該当するご家庭が対象となります。

- (1)前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えないご家庭
- (2)「上士幌町就学援助認定要領」における給与対象者の各号いずれかに該当する方
認定要領は教育委員会またはホームページ上で配付

<就学援助が認定となる所得のめやす>

家族構成の参考例		所得のめやす
2人家族	母35歳・子11歳(小5)	約209万円未満
3人家族	父41歳・母38歳・子14歳(中2)	約250万円未満
4人家族	父36歳・母39歳・子13歳(中1)・9歳(小3)	約307万円未満
5人家族	父43歳・母38歳・子12歳(小6)・9歳(小3)・7歳(小1)	約362万円未満

- ※所得のめやす ①給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額
②事業所得者の場合、「収入金額から必要経費を差し引いた金額」

※上表はあくまで「めやす」ですので、家族構成や住宅事情等により異なります。

- ◆支給金額 新小学1年生 40,600円
新中学1年生 47,400円
※支給予定日:平成30年12月20日

◆申請方法

就学援助費入学準備金(新入学用品費)申請書に必要事項を記入の上、平成30年11月9日(金)までに教育委員会教育推進課に提出してください。

※新小学1年生、新中学1年生がいる世帯に申請書を配付いたします。

平成30年度に就学援助の認定を受けている世帯は、就学援助費入学準備金(新入学用品費)申請書のみとなります。初めて申請される場合は、「個人情報確認同意書」が必要となります。なお、平成30年1月2日以降に上士幌町民となった方は、前住地の所得証明書が必要となりますので、お問い合わせください。

子育て支援センター通信



子育て支援センター
☎2-4152

子育て講演会



「ベビーマッサージ」

”肌と肌のふれあいを通して、お子さんの心を育て、親子の絆を深める”を目的に、ベビーマッサージの講演会を行います。

ベビーマッサージの経験がない方はもちろん、ある方もぜひ参加してみませんか？

- ★日 時 11月27日(火) 10時～11時30分
- ★場 所 ふれあいプラザ 機能訓練室
- ★定 員 親子10組(先着順)
- ★申込み 11月13日(火)

●お申し込みやお問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで

特に納税に応じない場合や滞納が高額な場合については、十勝市町村税滞納整理

滞納が発生すると、その対応に手間と多額の経費が掛かり、納期限内に納付をされている方との公平性を欠くこととなります。そのため法律に基づき、滞納者の財産を調査し、差押えなどの滞納処分を行うこととなっています。

□もし、滞納してしまったら？

税金は、私たちが支え合い、共によりよい社会を作っていくため、広く公平に負担しなければならぬ財源です。税金は、催告を受けたり、集金を待つて納めるものではありません。納税者の自覚と責任において、納期限内に納税することが本来の姿です。

□自主的に納期限内に納めましょう

町では、町税完納推進強調月間を設定し、町税の滞納一掃を目標とした取り組みを実施します。町税完納推進強調月間運動本部を設置して全庁で滞納対策を進めることとし、滞納者には電話・文書による催告や訪問により納税の勧奨を行います。



11月1日(木)～30日(金)

町税 完納 推進強調月間

機構が自宅等の搜索をしたり、動産・不動産・自動車・預貯金・給与・生命保険等を差し押さえ、換価した金額を税金に充てるといった厳しい対応を取るようになります。

もし、どうしても納期限内に税金を納められない特別な事情がある場合は、役場町民課に早めにご相談ください。

□納税は計画的に

道町民税や国民健康保険税は前年の所得等を基に課税されますので、所得の増減を確認し、きちんと納税計画を立てておく必要があります。

□口座振替の利用を

町税は役場出納窓口のほか、町内の各金融機関で納めることができます。

日中忙しい方は、簡単に便利な口座振替をご利用ください。次の金融機関で口座振替の手続きができます。

- ◆ 帯広信用金庫 上士幌支店
- ◆ 十勝信用組合 上士幌支店
- ◆ 上士幌町農業協同組合
- ◆ 上士幌郵便局

町税等納期限一覧

※普通徴収の場合

税 目	1期	2期	3期	4期	5期	6期
軽自動車税	5月31日	—	—	—	—	—
固定資産税	5月31日	7月31日	10月 1日	11月30日	—	—
道町民税	7月 2日	8月31日	10月31日	12月25日	—	—
国民健康保険税	7月31日	8月31日	10月 1日	10月31日	11月30日	12月25日
下水道受益者分担金	5月31日	7月31日	10月 1日	11月30日	—	—
介護保険料	7月 2日	7月31日	8月31日	10月31日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	10月 1日	10月31日	11月30日	12月25日

※お問い合わせは、町民課納税担当(☎2-4294)まで